

憲法公布60年と基本的人権 ～私たちの生活と憲法とのかかわりを考える～

日本国憲法が公布されてから、今年で60年。憲法は、私たちの社会生活の基本ルールとなっています。では、「そもそも憲法とは何か?」「憲法の内容を知っているだろうか?」と問われると、困ってしまう人が多いのではないのでしょうか。今号では、憲法成立当時から今までの日本社会の状況と、人権問題とのかかわりをふまえた憲法の理念を学ぶことで、憲法に込められた人権尊重の意味を考えたいと思います。そして、憲法を人権問題の解決のためにどういかしていくか、についても考えていきたいと思ひます。

人権の本質から憲法の理解を



よこた こういち
横田 耕一さん
(流通経済大学法学部教授)

憲法は国民の義務ではなく、国家を縛るもの

「憲法は国民が守るもの」という憲法についての誤解があるように思ひます。憲法とは「国家を縛るもの」であり、「国民が守るべき義務のもの」ではありません。国家とは人々が生まれながらにしてもっている「人権」

がよりよく保障されるためにつくられたものですが、一方で権力を濫用する危険性があります。そこで国家が「何をしたいのか」「何をしてはいけないのか」を定めたものが憲法なのです。ですから国家が国民に向かって「憲法違反だ」などと言うのは間違いです。

もちろん現代の憲法は、従来の意味に加えて「国家によって人々の権利を守ってもらう」という部分があります。生存権や働く権利など、いわゆる社会権です。しかし、基本は「国家は人々の自由を侵してはならない」ということであり、人権の大前提は「自由」なのです。

自分たちの「本音」にできなかった日本国憲法

本来、憲法は革命や大きな社会変動を起こした人たちが自らつくるものです。つまり「憲法に書いてあるからこうしなければならない」というのではなく、「こういう社会をつくろう」と自分たちの理念を書いたものが憲法なのです。ところが日本国憲法は日本国民自身がつくったものではありません。ですから、国民主権や平和主義、基本的人

権の尊重など掲げられていることに共感はしていても、自分たちの「本音」にはなっていません。戦後、憲法の理念を自分たちの本音にするという作業（教育）が取り残されたため、「憲法は国民が守る義務」「困ったことが起きたらとにかく国や自治体に取り締まってもらう」という誤った認識や、「お上」意識が今も蔓延しています。

「武器としての人権教育」が必要

いうまでもなく人権とはとても大切なものです。しかし、人権を教えるのは大変難しいことです。これまで日本で行われてきた人権教育は、「相手が嫌がることをしない」「お互いを尊重して仲よくしましょう」といったことを強調する傾向が見受けられました。しかし「仲よくしましょう」と100回言ったところで、実践をめざす人権教育としては不十分です。なぜなら、人権とは本来ぶつかり合うものだからです。差別表現と表現の自由や、社会保障を受ける権利と個人の生活を干渉されないプライバシーの権利など、日常生活のなかで人権がぶつかり合う場面がいくらかでもあります。

私は、「武器としての人権教育」が必要だと考えています。抑圧や差別を受けている人に対して、それがどんな権利の侵害であり、どこへ行けば対処できるのかをきっちり教えることです。また、権力をもっている警察官、国や地方自治体の職員などに対しては、憲法や法律、国際条約によって与えられている権限や権力の限界を徹底的に教えることです。こうしたことが最大かつ不可欠な憲法教育であり、人権教育なのです。

憲法について考える時には、「人権とはまず“自由”であること」「憲法は権力濫用の可能性を持つ国家を縛るもの」「自分たちの自由は自分たちで守る」といった人権の本質から憲法をしっかりと認識することから始めてほしいと思ひます。

世界の人権の理念を先取りした日本国憲法

私はこれまでに、占領期の部落問題に関する基礎的な資料収集と調査事業を行ってきました。その調査対象として、国立国会図書館が所蔵している、いわゆる日本占領文書があります。そこからみえてきた、憲法と人権とのかわりをお話したいと思います。

天皇中心社会から国民主権の社会へ

今日の日本社会において非常に大きな転機となったのが、太平洋戦争での敗戦と戦後改革であったことは間違いありません。占領軍は、日本に対してさまざまな改革をし、新憲法をつくることによって、天皇中心の社会だった日本を国民主権の社会へと変えようとしてきました。

たとえば日本国憲法第14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。総司令部が起草した憲法草案には「カースト」や「国籍起源」という文言が入っていたことや、これとは別に「外国人は法の平等な保護を受ける」という条文が存在していた事実が資料に残っています。日本にカースト制度はありませんが、「カースト的な差別」として部落差別が認識されていたわけです。外国人の保護に関しては、占領軍関係者の立場を守る意図もあったでしょうが、朝鮮人や中国人への差別も念頭に置かれていました。

世界人権宣言を先取りした日本国憲法

また、第24条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とあります。両性の合意を「のみ」と強調していますが、これは総司令部の草案にはありませんでした。これは、戦前の高松結婚差別事件などを経験してきた部落解放運動関係者である松本治一郎が政府に働きかけた、との証言があります。いずれにせよ、それまでの家父長制に縛られ、女性や子どもの人権をないがしろにしてきた家族のあり方を根本から変えようという画期的なものでした。

このように徹底して「国籍や社会的立場や民族にとらわれず、すべての人は人権を享受する権利がある」という姿勢を貫いた日本国憲法が生まれます。この日本国憲法は、世界人権宣言（1948年）や国際人権規約（1966年）など、世界の人権の理念を先取りしたものであり、当時の人権の世界標準であると言えるのです。

条文のひとつひとつに思いや物語がこめられている

最近、日本国憲法を「押し付け憲法である」と主張する声があります。しかし当時の資料を丹念に読み込んでいくと、決してそうではないことがわかります。そもそも、総司令部は日本政府自らが新憲法をつくることを求めましたが、できあがってきたものは民主主義とはほど遠



わたなべ としお
渡辺 俊雄さん
(大阪の部落史委員会企画委員)

いものでした。そこで総司令部のなかから選ばれたメンバーが、日本の事情や戦前の社会運動を考慮しつつ、憲法草案をつくり上げたのです。しかし、決してアメリカのことを唯々諾々と受け入れたのではなく、先に述べた第24条で両性の合意を「のみ」と強調したように、日本政府は自分たちの考えに基づき修正していたのです。

現憲法の条文の一つひとつには、弾圧にもめげずに自由を求めて闘ってきた人々や、民主主義の理念の実現を託した人々の思いや物語がこめられています。こうしたことも踏まえ、今一度、現憲法をじっくりと読み直す必要があるのではないのでしょうか。

「憲法は国の最高法規」と、第98条で謳^{うた}われています。普段の生活と憲法は、一見縁遠いようにも見えます。しかし、人権をまもるための枠組みとなっているのが憲法です。私たち自身が、自分の人権を守っていくためにも、改めて憲法について学ぶことが必要なのではないのでしょうか。